

参 考 資 料

〔個人所得課税〕

令和 4 年 10 月 18 日（火）
財 務 省

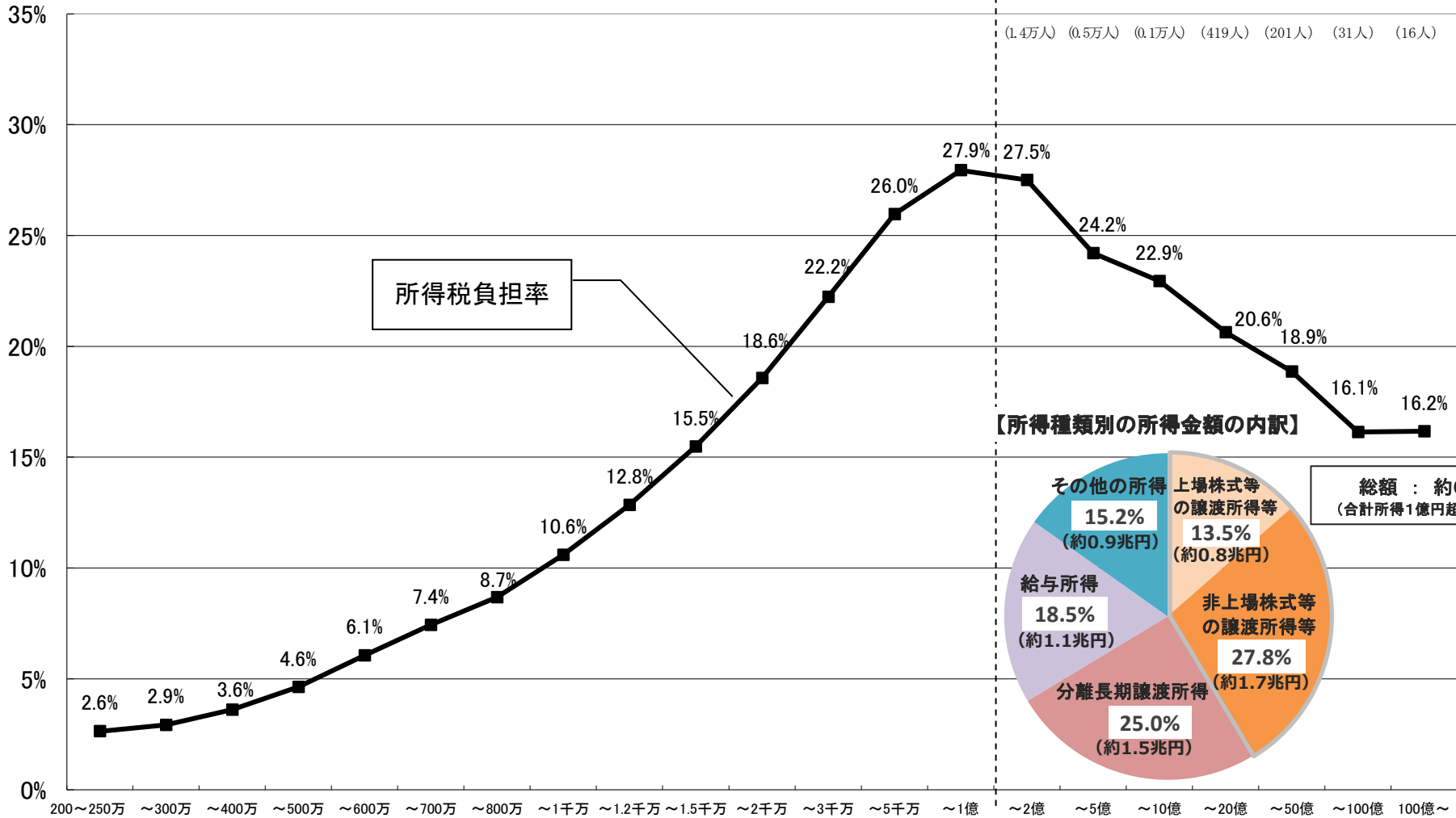
申告納税者の所得税負担率

令和元年分

630.6万人

2.1万人

(負担率)



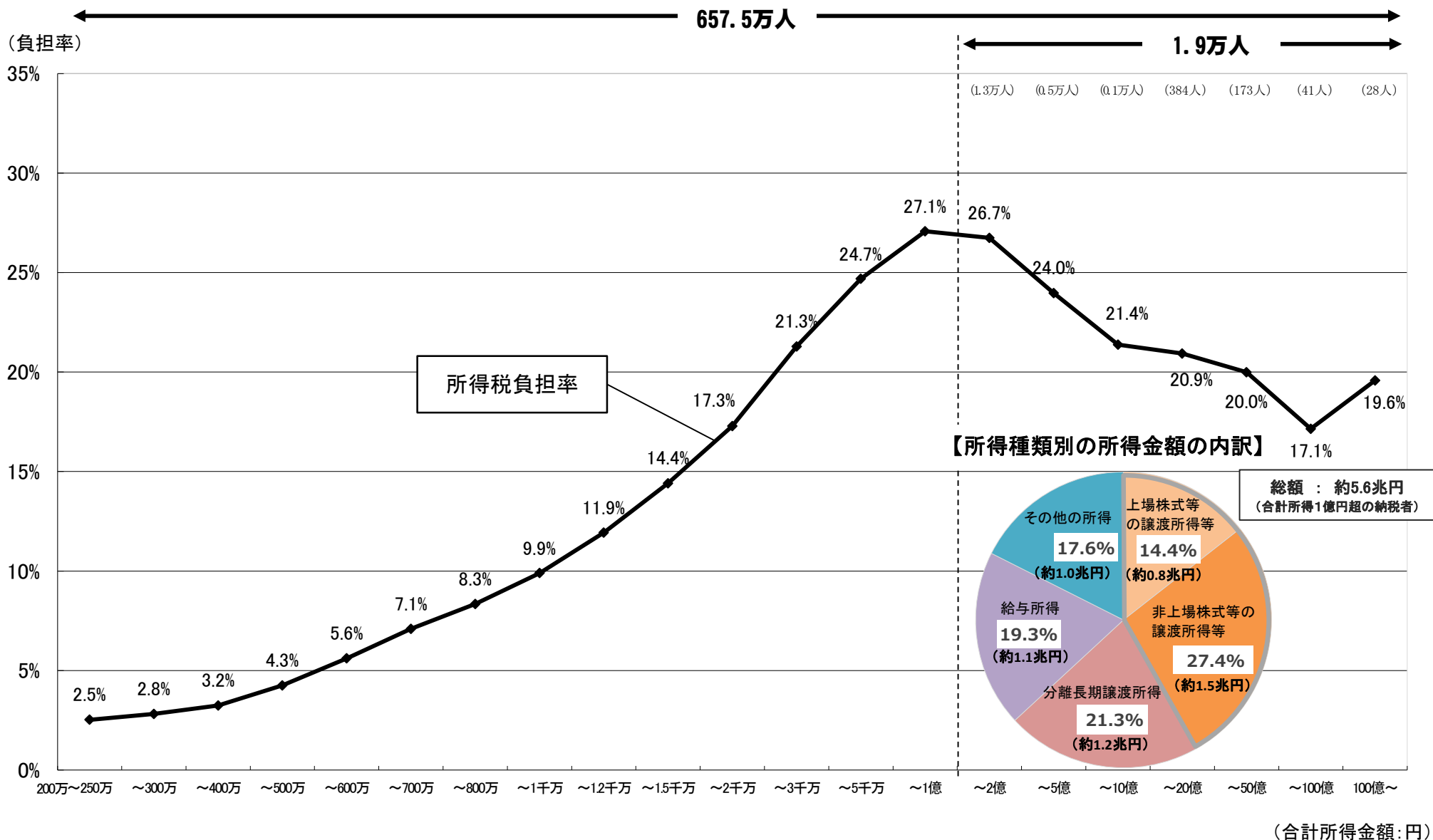
総額：約6兆円
(合計所得1億円超の納税者)

(合計所得金額:円)

(備考) 令和元年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。
 (注1) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。
 また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。
 (注2) 円グラフの「株式等の譲渡所得等」のうち「上場株式等」及び「非上場株式等」の内訳は、分離課税(株式譲渡所得、配当所得、先物取引所得)の所得金額が1000万円超である者のうち合計所得金額1億円超のものにおける比率を用いて機械的に計算したもの。

申告納税者の所得税負担率

令和2年分



(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注1) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

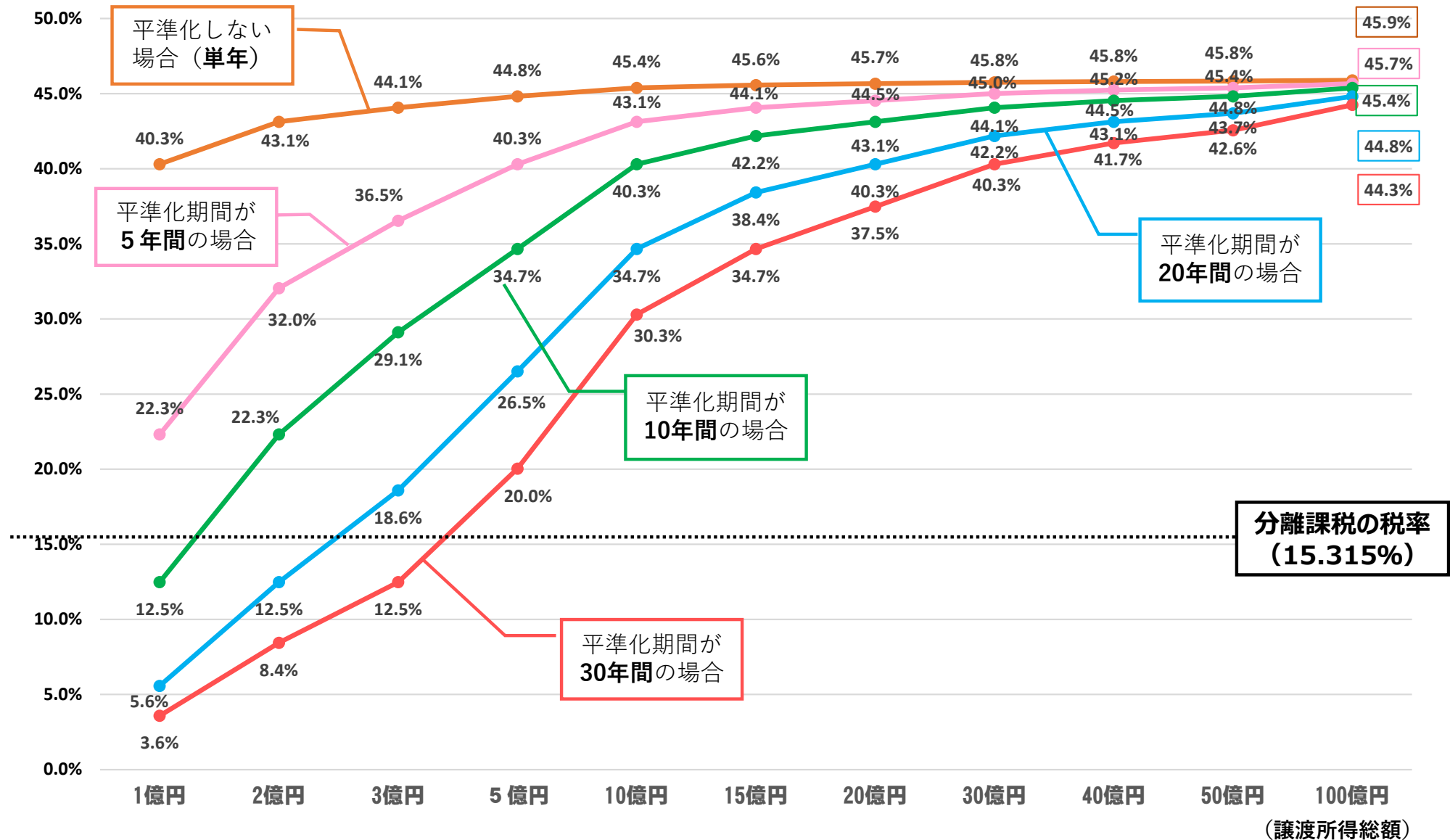
また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注2) 円グラフの「株式等の譲渡所得等」のうち「上場株式等」及び「非上場株式等」の内訳は、分離課税(株式譲渡所得、配当所得、先物取引所得)の所得金額が1000万円超である者のうち合計所得金額1億円超のもの確定申告書データにおける比率を用いて、財務省において機械的に計算したもの。

所得の平準化に係る機械的試算（税負担率）

※ 譲渡所得を平準化した後の金額に、現行の総合課税の累進税率を適用した税負担の負担率をプロットしたもの。

(税負担率)

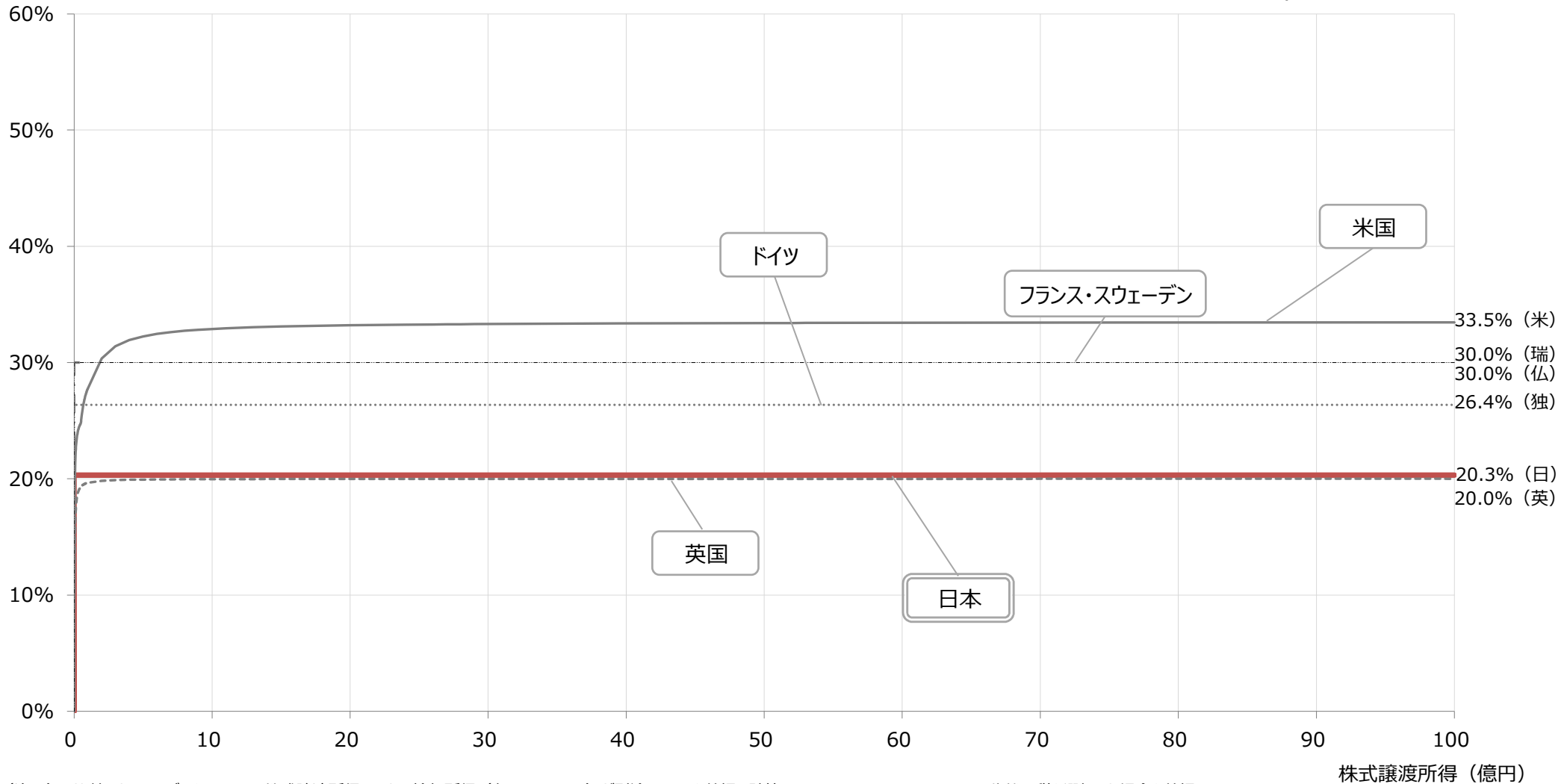


(注1) 単身世帯を想定。社会保険料控除額はモデル計算式を用いて算出。

(注2) 表中の数値は、復興特別所得税（基準所得税額の2.1%）も含めた国税の税負担率。

主要国における株式譲渡所得に係る税負担率の国際比較（単身）

(2022年1月現在)



- (注1) 比較のため、モデルケースとして株式譲渡所得のほかに給与所得（収入433万円）が別途あることを前提に計算している。なお、フランスについては分離課税を選択した場合を前提としている。
- (注2) 表中の数値は株式譲渡所得に係る税負担率である。なお、端数は四捨五入している。
- (注3) 日本については所得税、個人住民税（株式等譲渡所得割）及び復興特別所得税が含まれる。米国については連邦所得税及びニューヨーク州・市所得税が含まれる。ドイツについては所得税及び連帯付加税（所得税額の0～5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税（17.2%）が含まれる。各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮しているため、米国の勤労税額控除、英国の勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。
- (注4) 米国では、閾値（単身者：20万ドル（2,280万円）、夫婦合算：25万ドル（2,850万円））を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得（利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等）の範囲内で、追加で3.8%の税が課されるが、本資料においてはこれを加味していない。また、フランスでは、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値（単身者：25万ユーロ（3,250万円）、夫婦：50万ユーロ（6,500万円））を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課されるが、本資料においてはこれを加味していない。
- (備考) 邦貨換算レート：1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用）。

主要国における総合課税と分離課税

○ 個人所得課税においては、総合課税と分離課税を組み合わせた課税方式が採用されている。

(2022年1月現在)

	日本		米 国 【ニューヨーク市】 〔※下記のほか、高所得者に対し追加的に税が課される(注3)〕		英 国		ド イ ツ		フ ラ ンス 〔※下記のほか、高所得者に対し追加的に税が課される(注5)〕	
給与所得課税	総合課税	10～55.9% 〔所得税、復興特別所得税、個人住民税の合計(以下同じ)〕	総合課税	17.1～51.8% 〔連邦税:10～37% 州・地方政府税: 7.1%～14.8%〕	総合課税	20、40、45%	総合課税	0～47.5% 〔所得税:0～45% 連帯付加税: 税額の0～5.5%〕	総合課税	9.7～54.7% 〔所得税:0～45% 社会保障関連諸税: 9.7%(注6)〕
利子課税	源泉分離課税	20.3%			段階的課税 〔分離課税〕	0、20、40、45%				
配当課税	申告分離と総合課税との選択	20.3% ※総合課税も選択可	(連邦税) 段階的課税 〔分離課税〕 + (州・地方政府税) 総合課税	7.1～34.8% 〔連邦税:0、15、20% 州・地方政府税: 7.1%～14.8%〕	段階的課税 〔分離課税〕	7.5、32.5、38.1%	申告不要 〔分離課税〕	26.4% 所得税:25% 連帯付加税: 税額の5.5%	分離課税と総合課税との選択	(分離課税) 30% 〔所得税:12.8% 社会保障関連諸税: 17.2%(注6) 又は (総合課税) 17.2～62.2% 〔所得税:0～45% 社会保障関連諸税: 17.2%(注6)〕
株式譲渡益課税	申告分離課税	20.3%		※株式譲渡益は、12ヶ月以下保有の場合、総合課税(17.1～51.8%)	段階的課税 〔分離課税〕	10、20%		※総合課税も選択可		

(注1) 税率は小数点第二位で四捨五入している。

(注2) 日本の配当課税は、上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものであり、申告不要も選択可。株式譲渡益課税は、特定口座で源泉徴収を行う場合、申告不要も選択可。

(注3) 米国では、閾値(単身者:20万ドル(2,280万円)、夫婦合算:25万ドル(2,850万円))を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得(利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等)の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(注4) ドイツでは、資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.4%の源泉徴収税のみが課税される。

(注5) フランスでは、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値(単身者:25万ユーロ(3,250万円)、夫婦:50万ユーロ(6,500万円))を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。

(注6) フランスの社会保障関連諸税は、給与所得課税においては一般社会税9.2%と社会保障負債返済拠出金0.5%が課され、利子・配当・株式譲渡益課税においてはこれらに加え連帯税7.5%が課されている。

アメリカの段階的課税のイメージ

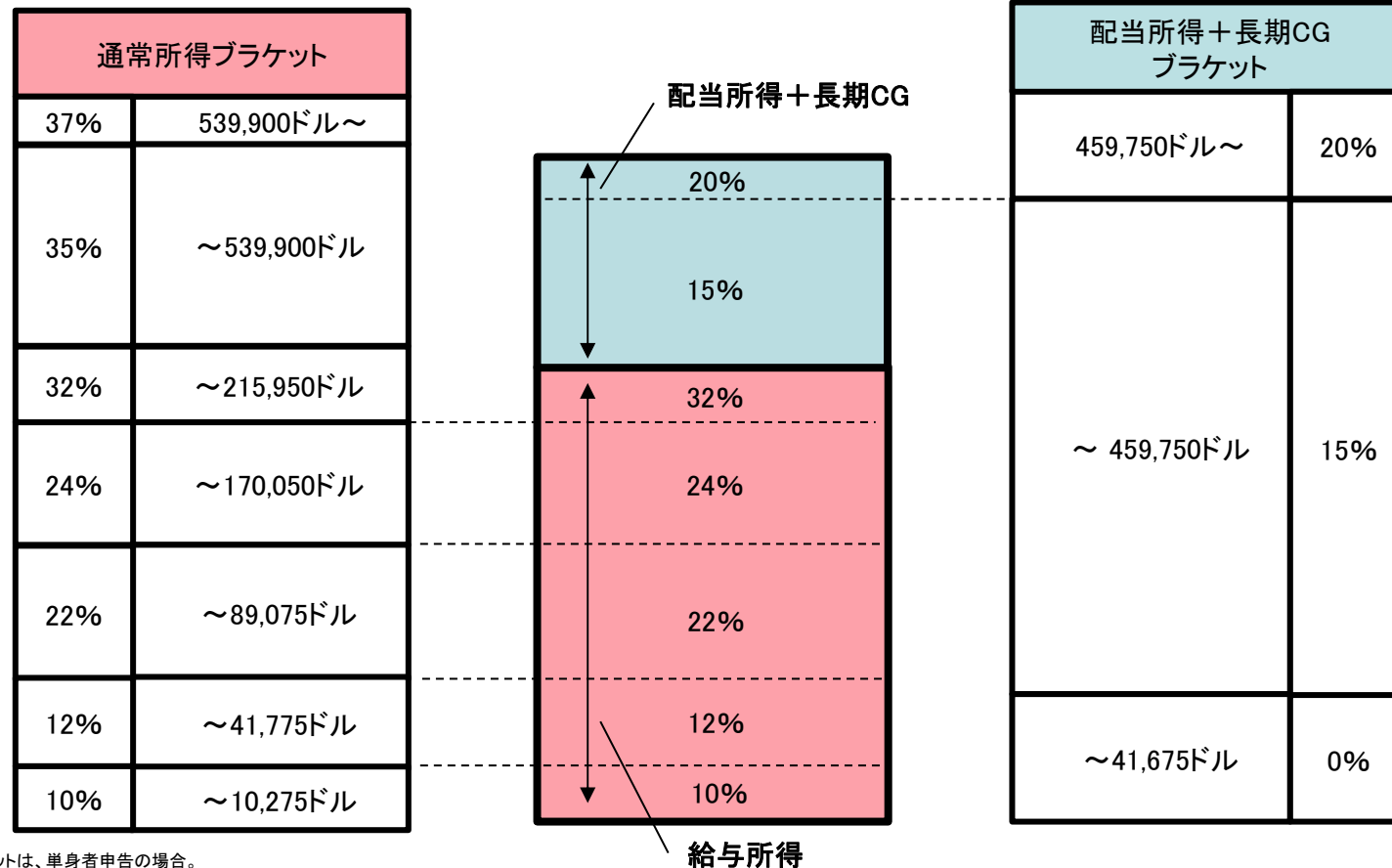
【課税方法】

(2022年1月現在)

- (1) 給与所得等の通常所得の次に、配当所得及び長期キャピタルゲイン(CG)を積み上げる。
 (2) 通常所得、配当所得及び長期CGそれぞれに税率ブラケットが設定されており、それぞれ計算した税額を合算。配当所得・長期CGについては、通常所得と配当所得・長期CGの合計額で適用する税率ブラケットが決まる。

【具体例】積み上げのイメージと適用税率

課税所得: 500,000ドル (内訳 給与所得: 180,000ドル、配当所得及び長期キャピタルゲイン: 320,000ドル)



(注) 上記の税率ブラケットは、単身者申告の場合。

イギリスの段階的課税のイメージ

(2022年1月現在)

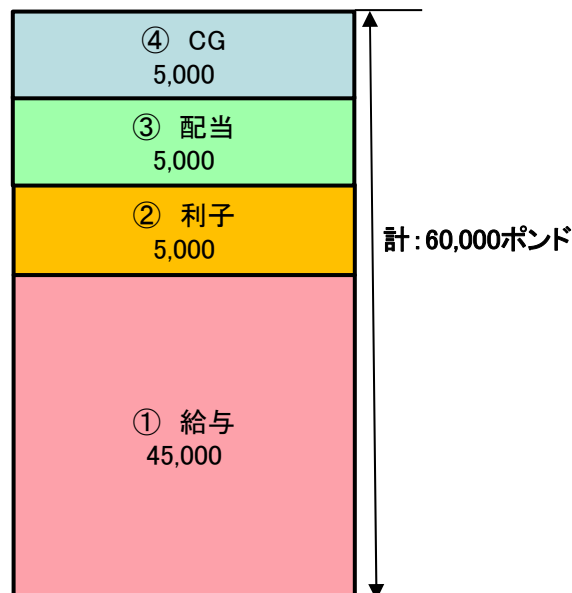
【課税方法】

- (1) 給与等、利子、配当、キャピタル・ゲイン(CG)の順番に収入から控除額を差し引いた額(所得)を積み上げる。
 - (2) 所得区分ごとに税率ブラケットが設定されており、(1)で積み上げた所得の高さ(※)に応じて適用する税率ブラケットが決まり、税額を計算。
- (※)例えば利子の場合、①給与所得と②利子所得の合計額で適用する税率ブラケットが決まる。

【具体例】

課税所得:60,000ポンド (内訳 給与所得:45,000ポンド、利子所得:5,000ポンド、配当所得:5,000ポンド、CG:5,000ポンド)

(1) 積み上げのイメージ



(2) 所得区分ごとの税率ブラケット

